

川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市消防団員退職報償金支給条例 昭和39年6月30日条例第32号 (略)	○川崎市消防団員退職報償金支給条例 昭和39年6月30日条例第32号 (略)
(退職報償金支給の制限)	(退職報償金支給の制限)
第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。	第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。
(1) 在職中拘禁刑以上の刑に処せられた者	(1) 在職中禁錮以上の刑に処せられた者
(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者	(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
(3) 停職処分を受けたことにより退職した者	(3) 停職処分を受けたことにより退職した者
(4) 勤務成績が特に不良であった者	(4) 勤務成績が特に不良であった者
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が退職報償金を支給することを不相当と認める者	(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が退職報償金を支給することを不相当と認める者
(略)	(略)

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 <u>1,079,000</u>
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	<u>1,009,000</u>

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000

改正後								改正前							
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	<u>949,000</u>	分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	
副 分 団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	<u>909,000</u>	副 分 団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	
部 長 及 び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	<u>834,000</u>	部 長 及 び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	<u>789,000</u>	団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	